

哲學研究

第三百三十六號

第二十九卷
第三冊

國家と世界 (完)

——一つの斷想——

木村素衛

IV

ヘーゲルは、絶對的實在としての絶對精神が、人間に於て實在的となり、その超時間的存在から時間的存在となつたものが世界精神であり、そしてこのものは唯時間的交替に於て現はれる民族精神としてのみ具體的に存在する、と考へる。然るに精神そのものは、——彼が屢、それについて明確な論述を與へてゐる如く、——その本性を否定的自己媒介的自覺性にもつてゐる。「精神は對象性に於て自己みづからを意識する」(Vernunft in der Geschichte, S. 51)と云ふやうに、それはみづからに對立する外なる自然を却つて自己みづからの否定媒介的契機としてそこに於て客觀的形成的に自己の具體性を見る

表現的自覺者であつた。民族精神も亦一つの精神として、その自覺性を、みづからが産みいだすさまざまな表現に於てもつものでなければならぬ。宗教も道德も法律も藝術も學問も、更には工業や商業も、悉く民族精神の「自己限定」であり、その「所産」であり、その「表現」であつて (op. cit., S. 100)。¹ これらの現はれの「基礎と内容」とをなすものが即ち「特定の精神」としての民族精神にほかならず (op. cit., S. 100)。² これらの「諸面を充實する」精神、これらのものの「根柢に横つてゐる原理」——民族のこの原理は即ちその民族の「自覺」にほかならず (op. cit., S. 101)。³ それはさながら「藝術家がみづからの本質を目の前にもちみづからの作品に於て自己自身を享有しようとの衝動をもつ」(op. cit.,

S. 100)のと異ならない。ヘーゲルはこのやうに云つてゐる。ところで國家も亦彼に於ては同様に民族精神の自覺的自己形成、——而も優れて自覺的な自己形成であるのでなければならなかつた。

それでは如何なるものとして國家は民族精神の自覺的自己形成であつたか。これが注目せらるべき第四の意味である。國家はヘーゲルにとつて、「精神的個體」としての「民族」がみづからのうちに「分枝化」して「一つの組織的全體」ein organisches Ganze (Vernunft in der Geschichte, S. 93)を形造つたものであつて、かかるものとつづの國家はその「本質」(op. cit., S. 91)に於て「具體的な形姿」konkrete Gestaltに於ける「倫理的全體」das sittliche Ganze (ebenda) であり、「現存する現實的倫理的生命」das vorhandene, wirklich sittliche Leben (op. cit., S. 90) であり、「倫理的理念の現實在」die Wirklichkeit der sittlichen Idee (Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 257) であり、「自覺的な倫理的實體」selbstbewusste sittliche Substanz (Encyclopädie, § 535) である。國家はかくの如きものとして民族精神に依つて「靈活された」bewegte 存在であつて、「國家の即且對自的に存在する内容」はも

ともと「民族精神そのもの」にほかならない (Vernunft in d. Gesch., S. 104)。ヘーゲルにとつてはそれ故民族精神に於ける自覺性と現存性と組織的全體性と倫理性とは國家の特有なる規定として、そこから除外することのできないものでなければならなかつた。ここに我々は先づ以て彼の國家が、單なる抽象的機構ではなく、民族の生命をその内容としてゐる具體的存在であつたことを注意しなければならぬ。「國家」とか「國法」とか呼ぶとき、——ヘーゲルは云ふ、——人はこれを「宗教や學問や藝術」から區別して、通常「單に政治的側面のみ」をそこに理解する。併し「國家」Staatをここでは「一層包括的な意味に於て」理解する、あたかも「精神的なもの」の現象」を意味せしめるとき、Reich, と云ふ言葉が用ゐられるやうに。だから我々はここで「民族」を「精神的個體」として把握し、そしてその「外面側面」を先づ以て強調すると云ふやうなことではなく、却つて「民族の精神」と呼ばれてゐるものを取り上げてゐるのである。民族の精神とは、——その民族の「眞理、その本質、またみづからにとつて一般に眞實なるものとして妥當するもの、民族のうちにあつて生き且つこれを治める精神的諸力、——これらのものに對する「自覺」を意味する

(*op. cit.*, S. 93)。[○]このやうな自覺としての民族の精神が今やヘーゲルの國家の概念に於て問題となつてゐるのである。フイヒテがライヒを單なるシュタートとの區別に於て意識したに對して、ヘーゲルも亦國家に於て單に抽象的な法治的形式の如きものを考へてはゐなかつたのである。

國家はこのやうに民族生命そのものを内容として成立する具體的存在である。かかるものとして國家は更に如何なる特性をもつか、——ヘーゲルの周到な分析をここに委曲をつくして再現することは我々の目的ではない。却つて我々は國家が彼に依つて單なる手段的存在としてではなく、それ自身目的として、而も世界的存在として、把握されたそのことを、闡明すべき中心問題として、上に出された諸特性の間に如何なる聯關が汲み取られるかを探索しなければならぬ。現存性がその特性の一つであつた。精神が現存する *vorhanden sein* と云ふことはそれが客觀的に存在すると云ふことでなければならぬ。主體的なるものの現存には客觀性が屬しなければならぬ。客觀的規定がその現存を形造つてゐるのである。民族精神のかくの如き客觀的規定が即ち國家の法的組織であり、その根本を爲すものが即ち憲法なので

ある。憲法はかくして「國家の確固たる基礎」(*Grund-Union d. Ph. d. R.*, § 265) であつて、民族精神はみづからを憲法にまで自己限定することに依つて國家を形成するのである。憲法はそれ故「諸民族にとつて固有」であつて、憲法の諸形態は即ち民族が據つて立つ「原理」の本質的な區別を示すものにほかならぬ (*Vermunft in d. Gesell.*, S. 123)。[○]國家が憲法をもつと云ふことはそれ故民族が自己の原理を分岐的展開に於て客觀的統一に形成し、このやうな組織的統一に於て自己の生命の具體的全體を把持し發展せしめると云ふことにほかならないのである。我々はここに國家がその組織的全體性に於て如何にその特性を示すかを見ることが出来る。「國家」は「生きた精神」として、唯一固有の民族精神から「出發し」、その精神の分化と發展とを通してそれを統一的な「成果」に歸趨せしめるやうな「組織的」な「全體」であつて、「憲法」とは「國家力のこの分岐化」であるにほかならないのである (*Hegel*, § 530)。[○]ところで精神は元來「自分が何であるかを知る」までは「安らふことができない」、——それは徹底的に自覺を求めてやまない存在である。「精神が自己自身の意識に到達する」と云ふことは併し「精神が對象性を自分のものとする」

と云ふことにほかならず、そしてこのことはまた精神が自己を「客観化する」こと、かくして「みづからの存在 Sein」を獲得することであるにほかならぬ (Verunft in d. Gesch., S. 51)。「精神の本質」であるその「自己認識」は、かくの如く、自己の客観化即ち自己を「作り出す」hervorbringen ことに即して自己を認識することに於て成立する (op. cit., S. 52)。精神の自覺は、かくの如くにして、その自己形成的自覺に於て成立するのである。さてさうすれば民族精神が、上述の如く、憲法に於て組織的全體性を獲得し、かくして國家として現存すると云ふことは、とりもなほさず民族精神が自覺的であると云ふことを意味するものにほかならないのでなければならぬ。現存する vorhanden sein 精神は、もともとそれがみづからのうちから自分の前へ對象的に取りい出すことに依つて即ち作りい出す hervorbringen ことに依つて成立するものとして、本來作られたもの, Hervorgebrachtes であつた。このこと及びこのものに即して精神はみづからの自覺を成立せしめるのである。だから民族精神は國家に於てみづからを自覺すると云はなければならぬ。民族精神が自覺的になると云ふことは即ちそれが國家を形成することにほかならないのである。

併し、——我々は恐らく一層立ち入つて訊かなければならないであらう、——藝術も學問も宗教も、その他のさまざまな民族生活の現はれと共に、悉く亦そこに於て民族が自己の何であるかを知るところのものであり、民族精神の表現的自己形成としてその自覺以外の何ものでもなかつたのではないか、否、そのみならず、既述の如く(本誌三一九號)、民族精神そのものが既に普遍的精神の特殊的自己限定としてその「特定の形姿」であり、かくして民族精神そのものが世界精神としての普遍的精神の「自己認識」であり「自覺」であるのではなかつたか (op. cit., S. 53)、と。全くさうなのである。問題はさうすれば自覺そのものの段階に懸つてゐると云はなければならぬ。民族精神が精神として既にそれ自體に於て自覺的存在であるとすれば、自覺のこの即自性に對して、藝術や學問その他が民族精神の自覺的自己形成であると云ふことは、このものの分化的發展としてその自覺の對自性を示すものと云ふべきであらう。さうすれば、民族精神をかくの如き分化の普遍的なる「基礎」(op. cit., S. 103)として、その上にその「分枝化」された「組織的全體」として憲法的統一の下に現存的として形成される國家は、形成のかくの如き聯關からして、まさ

しく民族精神の即且對自的な自覺性に於て成立するものと云はなければならぬであらう。國家はこのやうな意味に於て民族精神の最勝義に於ける自覺態なのである。

民族精神の部分的實現、その特殊的方向への實現ではなく、その全體的統一としての實現、——そこにこのもの特に國家としての自覺性が成立するのである。國家の形成は民族精神の自覺の徹底的遂行と云ふことができる。然るに精神にとつては自覺はもともとは何等かのためのものでなく却つてそれ自身が目的であつた。みづからを形成的に實現することに即して自覺すること、それが即ち精神の「窮極目的」であるにほかならなかつた (op. cit., S. 50-56)。國家はやうすればヘーゲルに於てはそれ自身窮極目的であつて單なる手段的存在ではなかつたと云はなければならぬ。ところでこのやうな自覺がそこに於て成立するその當のものは特に何であつたか。國家として現存するその當のもの、組織的全體として統一を成すその當のものは特に何であつたか。ヘーゲルはそれを常に倫理性として規定した。既引の如く、國家とは「現存する現實的倫理的な生命」であり、「倫理的な理念の現實」であり、「倫理的な全體」の「具體的な形姿」であつた。ここに殘された問題がある。國家の根柢に民族精

神が横つてゐると云ふとき、彼はこの民族精神に於て特にその倫理的な性格を、倫理的な生命を、本質的なものとして考へてゐたのである。

倫理性 *Sittlichkeit* とはそれでは一體何であつたか。ヘーゲルはこの概念に於て「主觀的精神と客觀的精神との眞實態」(Ency. 2 S. 3)、即ち兩者の綜合を把握する。主觀的精神は尙單なる個人的内面性の立場に在つて「普遍者」に對立し、ただみづからの「内的個性」に立つて「自己限定的」であるにとどまる點に於て「抽象的」であり、「一面性」を脱しない。之に對して客觀的精神はその「自由」を、「法」*Recht* に於てのやうに「物件」に於て「直接的」にもち、また「道德性」*Moralität* に於てのやうに「抽象的普遍としての善」に於てもつ點に於て、同じく抽象的であつて一面性を脱しない。これらの一面性が「止揚された」とき、そこに兩者の綜合として具體的な即ち「即且對自的な普遍的理性的意志」が成立する。かくの如き意志は、客觀性を止揚契機として含むところからして、*Sitte* 即ち禮俗や風習に於てみづからの普遍的現存的な規定をもつと共に、その主觀的止揚契機としての個體はまた却つてかかる普遍的意志の自覺者としてこのものに於てみづからの「絶對的窮極目的」

を見出し、このものを「自己みづからの本質」として把握してその實現に努めるところに「倫理的義務」*sittliche Pflichten*を見出す。このやうな綜合の立場が彼の倫理性の概念の特性を成してゐる。個體はだからここでは常に「全體」との關係に於てのみ自己の本質的な在り方、即ち「倫理的人格性」を成立せしめ、そして普通はその客觀性の契機に常に一つの存在として現實在性をもつてゐる。それ故彼の「倫理性」はまた「自然」となつた「自覺的自由」と云ふことができる。そこではだから「絶對的當爲」が同時に「存在」なのである。そしてかくの如き「倫理性」の領域を形成するものとして彼は「家族」と「市民社會」と「國家」とを擧げる(*op. cit.*, § 53-§ 57)。ところで「家族統一」は「愛」に依つて成立し、そこに於ては個體はみづからの「自覺」を「即且對目的に存在する本質性としてのこの統一」に於て初めてもち、従つて個體はそこでも早や獨立した「一個の人格」としてではなく却つてその「共成員」*Mitglied*としてみづからを發見する(*Grundlinien d. Ph. d. R.*, § 158)。倫理性はかくの如くにして先づ以て家族に於て「直接的即ち自然的倫理的精神」(*op. cit.*, § 157)としてみづからを即自態に於て限定する。これに對して恰も

この即自的統一がその對自としての特殊化へ移るところに市民社會の立場が開かれる。そこでは上の直接的統一は失はれて各個體は自己の「特殊性」とその「獨立的存在」とを意識し、かくして倫理的統一はここでは「獨立的」な多數の要素的存在とそのさまざま特殊の利害關心とが互に關係し合つて生ずる「普遍的な媒介された聯關」として成立する。統一はそれ故ここでは「原子論の體系」*System der Atomistik*である(*Encyc.*, § 523)。各人はここでは相互に依存するものとして、統一は「全面的依存の體系」となり、これに依つて各人の生命や財産が確保され共同の利害關心が満足せしめられ、秩序の安寧が維持せられる。このやうな體系が「獨立的個人」を「成員」*Glied*としてこれを「形式的普遍性」に依つて結合する市民社會にほかならぬ(*Grundlinien d. Ph. d. R.*, § 183)。ヘーゲルはこれをまた「外的國家」*äusserer Staat* 或は「必要國家」*「悟性國家」* (*Not- und Verstandesstaat*) などと呼ぶ(*ebenda*)。ちよつそれではヘーゲルが眞實に國家と考へたものは何であつたか。彼はそれを「家族」の原理と「市民社會」の原理との「合一」であると考へる(*Encyc.*, § 535)。このことは何を意味し、如何なる構造聯關を展開するか。

このやうな合一としての國家は、先づその普遍的契機の側に於ては「ジツテ」に於てみづからの「直接的」な實存をもち、個別的契機の側に於ては「個體の自覺」に於て、その「知と活動」とに於て、みづからの「媒介せられた」實存をもつ。個體はかくして今や單なる個體ではなく、却つて國家としての綜合を成立せしめてゐる契機であるが故に、單に主觀的形式的で本質的内容を缺如した自由ではなくして、みづからの「本質」としての、従つてまたその「眞實の内容であり目的である」ところの國家に自覺的につながることに依つて、「實體的自由」substanzielle Freiheit を獲得する。國家はかくの如く、「その普遍性にまで止揚せられた特殊的自覺」に於て、即ちかくの如きものとしての個體の特殊的自覺に於て、みづからの「實體的意志の現實在」をもつものとして、普遍性と個別性との自覺性をもつた「相互浸徹的統一」であるが故に、「即且對自的な理性的者」でなければならぬ。かくの如き「實體的統一」は「絶對的不動的自己目的」であつて、自由はここに於てその最高の具體性に到達する。このやうな「窮極目的」は従つてまた個體に對して「最高の權利」をもち、かくして「國家の共成員」であることが即ち個體の「最高義務」となる (Grund-

ndlinien d. Ph. d. R., § 257, & 258) 自由のこのやうな具體性の側から云へば、國家はまさしく「具體的自由の現實在」であると云はれてよい。それは如何なる構造機關をもつか。自由が具體的である限り、そこに於ては一面、「個々人とその特殊的諸關心」とが「家族と市民社會との體系に於て」充分に承認せられ發展せしめられると共に、他面同時にまたこれらのものが「普遍的なるものの關心」へと移行し、「知と意志」とを以て、即ち實踐的自覺的に、この普遍者を個々人が「己れみづからの實體的、精神」として承認し、このものをみづからの「窮極目的」としてそのために活動するものでなければならぬ。國家はかくの如き聯關に於て具體的自由の現實在として成立する。それ故そこに於ては普遍者は、個々人の特殊的關心と知と意志となくして妥當し完遂されると云ふことなく、また個々人は、「普遍者のうちに且つそのために」意志し「この目的を意識した活動」をなすと云ふことを「同時に」しないで「單に」個々の特殊的關心のために「私人として」生きることをしないのである。ここに「近代諸國家の原理」の異常な力と深さがある。即ち「主觀性の原理」を「個性的特殊性の獨立的外端 [Extremo] に於て完成せしめると「同時に」この

外端的個體を「實體的統一のうちへ伴れ戻し、」かくして個體そのものうちに於てこの統一を保持せしめるのである (op. cit., § 260)。ヘーゲルの國家はかくの如く、一面、「家族を護持し市民社會を指導し」つつ、他面、この兩者を、また「獨立的に中心たらんと努力する個體」の全活動を、「普遍的實體の生命のなかへ伴れ戻し、」このやうにしてこれらのものを「實體的内在性 *substantielle Immanenz* のうちに保持する」(Ency., § 537)。彼の國家はそれ故本來高次の綜合の立場に立つ具體的な存在として、今特に市民社會即ち外的國家との聯關を見るならば、——このものがカントやフイヒテにあつて如何に手段的機構であつたかは既に見て來た、——このものは彼の國家を構成する内在的契機として止揚されるのである。だから國家の「生動的總體」*lebendige Totalität* である「統治」は、家族や市民社會の保持を「意圖的目的」として把持しつつ而も「同時に」これらのものを打ち超えてその「上に立つ」ところの「全體の普遍的目的」を堅持し且つその實現につとめなければならぬ (op. cit., § 541)。ヘーゲルが國家を倫理性の領域に於て把握したとき、それはこのやうな高次の綜合の段階に於ける倫理性として成立するものであつたので

ある。かくの如き倫理的、生命をその實體的内容としてそれみづからを組織的、全體的に法的統一に於て自覺的として現存するもの、——それがヘーゲルの國家であつたのである。

個體はかくの如く倫理的、生命に於て自己の眞實の本質を獲得し、法 *Gesetz* はまた倫理的實體の客觀的な自覺的自己限定としてその「眞實態」(*Vernunft in der Gesch.*, S. 94) にほかならぬのであるからして、個體が國法に従ふと云ふことは即ち「自己自身に従ふ」と云ふこと、かくして眞實の意味に於て「自由」であると云ふことにほかならなくなる。そこに於て初めて「自由」と必然との對立は消滅する。「實體的なものとしての理性的なるものは必然的である。而してこのものを法として承認し我々自身の本質の實體としてこれに従ふことに依つて我々は自由であるのである。そのとき客觀的意志と主觀的意志とは宥和し、そして一にして同一の曇りなき全體である。」(ebenda) 恰もここに、尙單に主觀的であり抽象的普遍的である道德性と區別せられる「國家の倫理性」(ebenda) が、——その主觀と客觀との綜合である具體性があるのである。だから「人間はただ國家に於てのみ理性的、實存性をもつ。」單なる個體は人間

的存在の抽象的一面を成す缺如態であるに過ぎない。ここからしてまた教育に關する根本的立場が決定せられて来る。「一切の教育」の目ざすところは、「個體が主觀的存在にとどまるのでなく、國家に於て客觀的となる」ことである。個體はもとより國家をさまざまに欲求を達成するための「手段」とすることはできる。が併し各人が「非本質的なもの」を打ち捨てて「本物それ自身を意欲する」と云ふこと、そこに眞實の生命がある。「人間があるところのもの一切、それを彼は國家に負ふてゐるのである。彼は唯國家に於てのみ自己の本質をもつ。」「眞實なるもの」とは本來客觀的普遍的な意志と主觀的な意志との「統一」であり、國家とは恰もこのやうな統一として「眞實なるもの」にほかならないからである。そしてかかる普遍的なものは、「國家に於て」、「普遍的且つ理性的な限定」として、即ち「法律」として存在するのである。(op. cit., S. 90)——ヘーゲルはかくの如くに考へる。

國家はこのやうにヘーゲルに於ては家族と市民社會との「原理」(Enqy., § 535)の綜合であつた。それは併し兩者の折衷と云ふ如き、對立的契機の同一次元に於ける統一を意味するものではなく、況や家族と市民社會と

の單なる混合ではあり得なかつた。綜合は彼に於ては常に對立の「眞理」として——その一層深き眞實態として、一つの創造的な高次の發展でなければならぬ。問題は家族としての家族と市民社會としての市民社會の綜合にあるのではなく、兩者の「原理」の綜合にあるのである。家族の原理の特性は、それが尙愛に於ける直接的統一の立場に在つて、「自然衝動」が個體を綜合してゐる點にある。「個體の自立性」は未だそこには成立しない(*Immanente in d. Geseh., S. 90*)。個體はここでは普通のうちに云はば吸收せられたつてゐる。併しその普通は個體にとつてどこまでもみづからの本質である。ここにこの原理の重要性がある。個體がその本質的普通のうちに吸收され埋没されてゐること、兩者の間に眞の斷絶がないこと、單なる連續に於てあること、それがこの原理の特性である。市民社會の原理はこれに反して個體の自立性にある。個體はここではみづからを獨立の個體として、かかるものとしてまた自由の主體として、自覺してゐる。自立的個體の自覺が市民社會の根本原理であり、ここから發して初めて結合が成立する。だから結合の普遍性は個體そのものにとつては却つて外的であり、拘束的であると云はなければならぬ。然るに國家が今兩原理の綜

合に於て成立するとき、個體は家族的普遍に於ける埋沒性から脱却してどこまでも自覺的に自立性を有すると同時に、而もこれを綜合する普遍が個體にとつて却つて本質的なのである。ここに兩原理の創造的高次的な綜合が成立するのである。所謂自然状態に於ける個體の自由は決して眞の自由ではない。制限を必要とする自由はその本性に於て實は恣意にほかならない。所謂「無垢の状態」としての自然状態は却つて「非自由の状態」*der Zustand der Unfreiheit* であり、「不正と暴力と無拘束の自然衝動と非人間的な行動や情感の状態」であるに過ぎない (*op. cit.*, S. 96)。自然 *Natur* の状態がもともと人間の本性、*Natur* の状態であり、自由の状態が人間の本質を他のものに依つて妨げられないで實現し得る状態であるならば、これらのものは却つて人間の自覺的活動に依つて獲得されなければならないものであつて、ここに國家形成の意味があるのである。國家はこのやうに本質的普遍と個體、必然と自由との綜合であつて、その自覺的な組織的全體性を形成する法律 *Gesetze* は、この本質的普遍の單に「直接的な形」に於ける現れとしてのジツテが「普遍的なるものの形」に於て、「意識されたもの」¹⁾として、自覺されたものとして、定立されるところに成

立するのである。そして個體の自立性がその本質的普遍性と共に國家に於て成立すると云ふことは、この本質的な普遍性である法律が個體に對立せしめられて「對象的」となり、この對象性を媒介契機としてこれに對して初めて個體の自立性が成立する、と云ふことに依つて可能なのであつて、かかる聯關に於て國家は個體に於てみづからの生きた自覺的實現者をもつのである。ここに國家の自覺的生動性が成立する、かくの如くにして「この普遍が意識されること、このことが國家の精神を形造るのである。」本質的普遍とこれに對する自覺的個體とのかくの如き綜合的聯關に於て國家の本性である「理性性」が成立し、國家はかくして「みづからのうちに於て具體的なるもの」*ein in sich Konkretes* となるのである (*op. cit.*, S. 99)。然るにこのやうに具體的なものを分枝化された全體として組織してゐる國法とは何であつたか。それは上述の如く、本質的普遍の直接的な現れであるジツテを實質的な媒介契機として成立するその自覺的發展態であり、その自覺的自己形成であるにほかならなかつた。さうすれば我々は今や、彼が何故に既引の如く、國家を「倫理的全體」*das sittliche Ganze* の「具體的形姿」*konkrete Gestalt* に於けるものとして把握

しなければならなかつたかを (Vernunft in d. Gesch., S. 89)、充分に理解し得ると云はなければならぬであらう。倫理性に於て成立する家族の原理と市民社會の原理との綜合の全體性に於ける自覺の具體性が國家として成立するのである。併しこの「倫理的全體」の概念は改めて一層詳しく考察せられなければならぬ。

憲法は既引の如く「諸民族にとつて固有」であつて、それは民族が據つて立つ「原理」を示すものにほかならなかつた。一つの民族の固有なる本質的原理を法的自覺性に於て示すものが憲法である。さうすれば憲法の根柢には固有なる民族精神が横つてゐるのでなければならぬ。ヘーゲルが倫理性の概念から國家を把握したとき、彼は民族精神を特に個體とそれの本質的普遍との自覺的聯關の側から見たのである。さうしてその本質的普遍を、彼はこのとき特にその直接態をジツテとして限定し形成してゐるもの側から把握した。然るに民族精神そのものは一層廣い領域を包懷してゐる。「精神的個體」である「民族」が、自己のうちに分枝化して、「組織的全體」を成す限り、それが「國家」である (op. cit., S. 93) と云ふ彼は、同じその「民族の精神」がその「他の諸形式」に於ける特殊化の「基礎と内容」とを形造ると云

ふ (op. cit., S. 102) としてその他の諸形式のうち宗教や藝術や諸學問殊に哲學、更にはジツテや慣習、工業や商業、私法等尙その他を擧げ、これらのものを同じ民族精神の「特殊的領域」に於ける「表現」である (op. cit., S. 111) といふのである。そしてこれらのものは「個性的」(op. cit., S. 102) である民族精神に依つて貫かれるものとして悉く民族固有の共通の性格を現はし、そして國家とは恰もこれらの藝術や法やジツテや宗教や學問の如き「民族的生命の他の具體的側面の基礎であり中心點である」(op. cit., S. 104) と考へる。彼が「國家の即且對自的内容は民族の精神そのものである」(ebenda) と云つたとき、その民族の精神はかくの如き廣範なる内容をもち、そしてそれが直ちに國家的存在そのものの内容であつたのである。上に擧げたまざまなものは、かくの如くにして、「國家にまでみづから實現する精神」の分化としての「主要領域」であるにほかならないのである。これらの分化が正常に行はれてゐる「出來上つた國家」に於ては、これらの諸々の側面はそれぞれの「地位」Stände に分枝化し、そして各個人はそれぞれこれを分け前持ち、ここに個人の「職分」Beruf が成立する。諸側面の區別はかくの如く諸々の

「仕事」Gesehäfte に分化しなければならぬのであつて、地位や身分の區別はこれに基き、「組織化された國家」にはこのやうな身分、地位が成立するのである。國家はもともと「組織的全體」であつて、そこには恰も有機體に於けるが如く「分枝化」が必然的だからである。

——このやうにヘーゲルは語る (Op. cit., S. 116-117)。そして結語を興へてゐる、——「かくの如くにして國家は、倫理的性格をもつた組織的全體である」と。

彼の「倫理的全體」の概念は何を意味するか。それを我々は追窮して來た。今やこれに對して明白な把握を得ることができなければならぬ。倫理的全體が、その具體性に於て意味するところは、單に家族の原理と市民社會の原理との綜合にとゞまるものではなかつたのである。この綜合は、既に見て來た如く、彼に於ては一つの組織的全體として、云はば形式的體制であつた。それは民族の固有の精神の一つの自覺的全體的自己形成であつた。彼はその上尙そこに具體的な内容的生命を考へてゐたのである。宗教や藝術や學問、——これらのものの特有な意味と順序と聯關とは暫らく措いて、——の如き精神的「觀念的」な生命の發展からさまざまにジツテや慣習や工業商業等の如き「外的現象」に現はれて來る展開面に

至るまじ (Op. cit., S. 114)。彼は廣く民族的生命の全内容を「倫理的全體」に於て考へてゐたのである。「出來上つた國家」は民族精神のこのやうな全内容を上の形式的な組織的全體のうちに包藏してゐる自覺的自己形成的發展者なのである。ここにヘーゲルの、「倫理的全體」の「具體的形姿」に於けるものが國家である、と云ふ把握の意味が窮極的に突きとめられるのでなければならぬ。國家に於て彼は民族精神の實現である國民文化そのものの「具體的形姿」に於ける全體、——その徹底的な意味に於ける自覺的自己形成的全體を考へてゐたのである。「國家の即且對自的内容は民族の精神である、」と云ふ言葉の全幅的な意味はここに理解されなければならぬ。逆に云へば民族精神内容の即且對自的な徹底的發展が國家なのである、それは差し當り國民文化的國家として特性づけることができるであらう。ところで精神はその窮極目的を自覺に於てもち、そして自覺はヘーゲルにあつてはみづからの内面を客觀的に表現し形成することに即して成立するものにほかならなかつた。さうすれば國民文化的國家としてのヘーゲルの國家は、何等の意味に於てもその眞實の意義を手段性に於て成立せしめるものではなく、どこまでも窮極目的であり、目的自體であ

るのでなければならぬであらう。民族精神の實現としての「宗教」や「學問」が、彼自身の云つてゐるやうに、ひとり「即且對目的な目的」(op. cit., S. 113)であるのではなく、國家そのものが却つて同じくこのやうな目的でなければならぬのである。明白であるやうに、國文化を内容とする「倫理的全體」の「具體的形姿」を形成する憲法それ自身が、民族精神の固有の本質的法的自覺的形成として、その窮極目的でなければならず、彼の國民文化的國家は恰もこのやうな憲法の組織的統一の下に於ける民族精神内容の即且對目的な具體的形姿にほかならなかつたからである。ヘーゲルの國家は、それ故、市民社會的安寧を護持する「悟性國家」を手段的機構としてもつ理性國家であつて、宗教、藝術、學問などを初めとして諸他の生領域を内容とする倫理性の發展の具體的な組織的全體として、民族精神の窮極目的であつたと云ふことができるであらう。

ヘーゲルに於ては國家はかくの如く民族精神の窮極目的として、單なる手段でなく却つてそれ自身目的であるのでなければならなかつた。ところでフイヒテも亦、既述の如く、後期に於ては國家をそれ自身目的として把握した。それ故いまこの點に限局し、そしてヘーゲルが

『法理哲學』の國家論に於ける「國內法」(das innere Staatsrecht)の窮明に於て「內的憲法」(Innere Verfassung)の題目の下に四十九節にわたつて國家の內的組織を如何に詳細に展開したかを暫らく措けば、兩者の國家觀はその限り同一の見解に立つものと云ふこともできるであらう。併しヘーゲルの國家觀はそこはとどまらなかつた。彼はフイヒテを超えて「世界」の概念にまで、——國家の世界史的存在性の顯揚にまで、深く國家の本質的根柢を掘り起すのである。

國家は上述の如く自己目的として內的組織をもつた自覺的統一體であつた。ここに國家に本質的なものとして、これを組織づける「國內法」の概念が成立し、特にそれが専ら內的組織に關する限り「內的憲法」を形成する。このやうな統一はそれ故、或る「特殊的意志そのもの」が支配する「專制政治」の「無法律性」とは全然異つて、所謂「國家の福祉」と云ふ「全體的目的」の下に一切の特殊な領域や職務や權力などが、それぞれ「獨立」としてではなく却つて「有機的」な聯關を構成するところに成立し、從つてこれら一切の特殊の機能は、これを擔ふ個々人と共に、その「最終の根」をかくの如き「國家の統一」に於てもつ。ヘーゲルに依ればこの統一の、かく

の如くにして單なる私的なものや特殊なものをして「止揚的」に打ち超えて、これらに對して却つて「絶對的自己限定的根柢」を成す性格、——そこに「國家の主權」、嚴密にはその「對内主權」が成立する (Grundlinien d. Ph. d. R., § 278)。かくの如き對内主權的存在としての國家は併しその本性に従つて獨立自存的な「個體」として「排他的自主的存在」ausschliessendes Für-sich-sein (op. cit., § 322) であるのでなければならぬ。このことは然るに却つてこのものが他への聯關を離れないこと、即ち「他の諸國家への關係」(obanda) に於てあることを意味するものにほかならない。かくして一つの國家の存在は互に獨立的に他であるものの關係として「他に對する他の關係」(op. cit., § 323) に於て成立する。かくの如き聯關の故に國家は常に「外的なるもの」に對立し、「外から」さまざまに媒介せられることに即してみづから生命を保持し發展せしめる自主的存在として成立する (obanda)。自主性と對外性とはかくして國家にとつて互に不可離の契機を成すのである。だから「國家は、それが一つの個體的主體である」と云ふことそのことのうち、その對外的方向をもつ」(op. cit., § 320) と云はなければならぬ。國家はそれ故ひとり對内的に主

權をもつのみでなく、また常にその自主性を對外的に確保するのでなければならぬ。ここからして主權はまた對外的意味を獲得し、國家は外に備へてみづからを「防衛」(op. cit., § 326) する力を養ふことをその内的組織のうちにもたなければならぬ、かくしてヘーゲルの「國內法」の概念は「内的憲法」と共にまた「對外主權」die Souveränität gegen aussen を「二大契機」としてうちに展開的に含むこととなる。

國家はこのやうに「他の諸國家に對して主權的獨立性に於て」成立する「地上に於ける絶對的權力」(op. cit., § 330) として民族精神の全體的統一的な現存態であり、これに對して國內法がこのものをその内的組織の側から規定したとすれば、いま、既にそこに於て尙どこまでもこの内面的即自的な側からして、對外的主權の概念に於て展開せしめられた「他の諸國家に對する」聯關の面が一層進んでそれ自身に於ける展開を遂げるところ、そこに「國際法」das äussere Staatsrecht の概念が成立する。國際法はそれ故その即自態に於て國內法を成立せしめた國家存在そのものの對自態的發展と云ふことができるであらう。國際法はたから「獨立の諸國家の關係」(op. cit., 330) から出發する。従つてそこでは「他の國家に

對して存在すること」即ち他の國家に依つて「承認され在ること」(op. cit., § 337)が、國家の存在にとつて何はさて措いて重要な問題となる。國家は然るにそれぞれ「特殊の意志」としてそれぞれの「獨立性の關係」に於て成立し、「條約の效力」もこの關係に「基いて」成立しつゝ、而も國家全體のこの特殊の意志はその「内容」の上からは自國家の「福祉一般」に關するが故に、この福祉は國家の對他國的態度に於ける「最高法院則」にならざるを得なす (op. cit., § 336)。國際法は國家のこのやうな福祉の要求に基いて國家間の關係に於て成立し、然るに諸國家はそれぞれの「權利」の「實現性」を、

「超國家的な權力にまで構成された普遍的意志」に於てではなく却つてそれぞれの「特殊の意志」に於てもつみであるが故に、國際間の「條約」は「諸國家相互の責任」にその實現性をゆだねられるほかないこととなる (op. cit., § 333)。國際法の「原則」はかくして、國家の強制力に依つてその實効性の保證される實定法とは異つて、條約が國家相互間の責任の基き立つところとして「見做さるべきものである」と云ふところに成立する (ebenda)。「各自別個の主權的意志」の上に結びだされる國際法はその實現性を「當爲」に於てもつほかない

のである (op. cit., § 330)。だからまた國家間の紛争は、それぞれの特殊の意志の「一致」を見出し得ない際には、「戰爭」に依るほか決定を見ることができないのである (op. cit., § 334)。

國家はこのやうにその内面性の側と對他的な相互關係の側との二面性を以て成立する。その限り國家は單に有限的存在として他と聯關し、他と互に消長する。然るに有限的なものは「有限性の辨證法」(op. cit., § 340)に依つて動き、みづからの有限性を否定的自己媒介の契機として一層深く自己の深奥に徹して行かなければならぬ。このとき單なる民族精神の特殊性と制限性と有限性とは超克せられて、そこに「普遍的精神」が現はれる。これが「世界の精神」であり、そしてそこに「世界史」(ebenda)の立場が、國家存在の即且對自的段階として、上に闡明された二面的契機の綜合性に於て成立するのである。國家の本質的意味の把握はそれ故ここでは單なる自己目的的國家の概念に於ては成立しない。のみならず國際法的關係に於て他と聯關する限りの云はば國際的國家の概念に於ても國家の本質的意味は把握しつくされることはできない。すべてこのやうな把握は國家の眞に具體的な本質的意味の抽象面的把握にすぎないのである。

國家は本來世界史的個性としての民族精神の具體的な自覺的自己形成なのである。「具體的理念である諸々の民族精神は、絶對的普遍性である具體的理念、——即ち世界精神に於て、みづからの眞理と使命とをもつ、」——ヘーゲルはこのやうに語る、——かくの如きものとしての民族精神は世界精神の「實現の遂行者」であり、またその壯麗嚴峻性の「證しであり莊嚴しやうげんである」(op. cit., § 355)。だからその世界史的具體性から切り離された單なる民族精神は抽象的低次的なものとして「制限された精神」であり、その「獨立性は下從的なもの ein Untergeordnetes」(Ency., § 548) であるはずなす。それは世界史に於て初めてみづからの「眞理と使命」、即ちその具體的な存在性と意義とを獲得するのである。ヘーゲルに於てはそれ故國家は、單に國家として自己目的であつたのではなく、世界精神の獨特固有なる實現者として、その世界史的自覺的形成性に自己目的を擔つてゐるのである。國家を形成する民族精神はそれぞれ世界精神の「自覺の形成の原理」(Grundlinien d. Phil. d. Rechts, § 352) であるにほかならなす。個人主義的立場から出發した近代國家の自覺は、類的普遍としての人類の理念から種的特殊としての國民の理念を経て、遂にヘー

ゲルの世界史的立場に於てその眞實の具體性に到達したと云ふことができるであらう。

それにも拘らず我々は尙ヘーゲルにとどまることはできないのである。有限と無限との綜合、——それ自身としては有限なる民族精神と普遍的な精神との具體的綜合を世界精神の具體的普遍性に於て把握した彼は、このやうな具體的普遍に於ける契機として民族精神の有限性を認識するとともに、當然であるやうに、かくの如き有限的精神の否定的自己媒介的發展として世界史の動きを把握しなければならなかつた。かくの如きものとしての世界史は、それ故、本來世界精神そのものの自己「解放」(Ency., § 549) であるのでなければならなす。「最初單に即自的に存在する精神」、——單なる民族精神は、それ自身の「即且對自的に存在する本質」の自覺と實現とに達することに依つて「世界精神」となる、——ヘーゲルはこのやうに語る (ebenda)、——然るにこの發展は「時間と現存とのうちに」行はれ、従つて「歴史」を形成する。世界史はそれ故、彼にとつては、民族精神の有限性を否定的自己媒介の超克的契機として行ふ世界精神そのものの自己展開として、みづからの解放的發展であるにほかならなかつた。そしてこのことはとりもなほさず世

界精神そのものの「自由」の徹底であり、「自覺」の遂行であり、そして恰もそこに「理性」——歴史に於ける理性が成立するのである (Grundlinien d. Ph. d. Rechts, § 342)。ところがヘーゲルは世界精神の自己解放としてのこの世界史的發展の進行に於て、諸々の民族精神の自覺的自己形成を、世界史的發展の「段階」として把握した。「個々の質的規定性」をもつた民族精神は「單に一つの段階を満たし、全體の仕事の單に一つの營みを完遂する」(ebenda)に過ぎない。そしてこの使命を満たす限りに於て個々の民族精神は世界史に於ける「最高にして絶對的な權利」(Ency., § 550)を擔つてゐる。「一特殊民族の自覺は普遍的精神の今回の發展段階の擔ひ手」であり、この意味に於てそれは「世界支配的」民族である。これに對し他の諸民族は「無權利」であるにとどまる (ebenda)。「世界精神の發展的自覺の進行」に於てかくの如くにして支配的民族はそれに「唯一同的」な「時代」[Epöche]を占め、そして「その時代が過ぎ去るとき」、それはも早や世界史に於ける存在權を維持しなくなる (Grundlinien d. Ph. d. Rechts, § 347)。

——この世界史の交替を貫く論理が即ち辨證法にほかな

らなかつた。一切の有限的民族精神は「普遍的、世界史」のうちに興亡流轉して行く。「諸々の民族精神の辨證法」(Ency., § 548)がそこに働く。「世界史」は即ち「世界審判」Weltgerichtである (ebenda, u. Grundlinien d. Ph. d. Rechts, § 340 u. § 341)。「——云々ヘーゲルの提案は恰もここに成立するのである。これは云々までもなく世界史を「神の計畫」の展開として把握する彼の行き方に相應する概念である。ところでこのやうな「段階」の概念が何を意味し何を歸結しなければならぬかについては、我々は既に『國民文化について』(本誌、十七年七月、八月號、特にその六)に於て、その原理的重要性に關する批判を行つて來た。論理學が鮮明な構成を示してゐる彼の辨證法が「必然的な段階序列」の終結的總體性に於て世界史的發展を合理的に把握しようと企てるるとき、それは民族興亡の直線的段階に於ける目的論的必然性に陥ることを免れる道はななかつたのである。國家の國際的關係性、即ちその同時存在的空間的性格を彼が注目したにしても、それは既に明白にされてゐる如く、國家存在の低次元的構造を示す抽象的聯關にすぎず、その具體的高次元としての世界史に於ては却つて一時代に於ける權利づけられた存在は常に世界史的支

配的な一民族があるだけにとどまるのでなければならなかつた。國家的生命の世界史的有極的交流性の關係はヘーゲルに於ては成立すべき餘地をもたなかつたのである。このやうな結果の依つて起る根據は併し、そのとき既に指摘した如く、彼の辨證法に於ける否定性の原理の徹底的遂行の缺如に在ると云はなければならぬ。彼の辨證法は結局絶對的有の自己同一を離れることができなかった。この事が發展の直線的時間の一方向性と目的論的決定性とを必然的な歸結として擔ひ取らなければならなかつたのである。併し一層詳しい批判をここに繰り返す必要はない。國家が民族精神の自覺的自己形成である限り、民族精神と世界精神とに關してそのとき批判された一切は直ちに亦彼の國家が待ち受けなければならぬ批判でなければならぬであらう。國家の意味が眞に具體的に把握され、その文化の個性やその存在の自主性や主權性が眞に曇りなく成立するためには、却つて世界史的普遍の絶對無的性格、その絶對否定即絶對肯定的性格が要求されるのである。(完)